

市内事業者支援

①中小企業等事業継続支援給付金

国の持続化給付金の支給対象とならない事業者のうち、大きな影響を受けている事業者を対象に支援給付金を支給します。

【対象事業者】（市内に本社があり、市税の滞納がない事業者）

- ①令和2年1月から12月までの連続する3か月の平均事業収入額が、前年の同月平均事業収入額に比して20%以上50%未満の減少となった事業者
- ②今年、開業した事業者で、金融機関に融資を受け、令和2年1月から12月の間の連続する3か月の平均事業収入額が、融資資金計画等における同月平均事業収入見込額に比して20%以上の減少となった事業者

（※その他の要件については、持続化給付金対象事業者要件に準ずる）

【給付額】（1事業者1回のみ、昨年1年間の売上からの減少分上限は設けない）

中小法人等（医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人含む）	20万円
個人事業者等（フリーランス含む）	10万円

※但し、農業は、認定農業者に限る

【申請方法等】

給付金申請書に必要書類を添付のうえ、市商工観光振興課へ簡易書留等により提出。

<添付書類>

- ・市内に本社があることがわかる書類
- ・事業を実施していることがわかる書類（確定申告書、住民税申告書の写し等）
- ・今年の売上減少対象となる3か月間の売上台帳の写し
- ・前年の比較月3か月間の売上台帳の写し
 - ※今年開業の者：金融機関に融資を受けていることがわかる書類の写しと前年比較月3か月の収入見込額がわかる書類（融資資金計画等）
- ・通帳写し（カタカナの口座名義が印字された表紙裏見開きページ）
- ・身分証明書（個人事業者のみ）

【申請期間】

令和2年5月22日（金）～令和3年1月15日（金）

※申請様式等は、5月22日に市商工観光振興課窓口及びホームページで公表

【支給時期】

申請を受け、審査が終了したのから随時、指定金融機関に振り込み

※支給日 初回を6月1日（月）として、毎月10日、20日、30日頃

②雇用調整助成金申請等手数料補助

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等を助成する雇用調整助成金の届出書類の作成費用を支援し、市内事業所が国等の支援を受けやすい環境づくりを行います。

【対象者】（市内に本社があり、市税の滞納がない事業者）

雇用調整助成金の支給に必要な書類の作成などを市内外の社会保険労務士に委託した事業者

【補助対象経費】

社会保険労務士への申請の委託料または申請に必要な資料の作成料（令和2年4月1日以後に申請を行う、最初の雇用調整助成金の支給にかかるものに限る。）

【補助額】

委託料または作成料の2分の1に相当する額（千円未満切捨）。但し、1事業所1回限り、5万円を上限とする。

【申請方法】（雇用調整助成金の申請等が終わった後で申請）

補助金交付申請書兼実績報告書に、必要書類を添付のうえ、商工観光振興課へ簡易書留等により提出。

<添付書類>

福井労働局が発行する支給決定通知書（もしくは申請却下通知書）

社会保険労務士への委託業務にかかる請求書及び当該請求に基づく領収書

【申請期間】

令和2年5月22日（金）～令和2年9月30日（水）

事業継続相談窓口体制強化中！

【対象者】 市内に住民登録されている方、市内に事業所のある事業者

【方法等】 原則として電話相談（内容をお聞きし、手続きが必要な支援機関を紹介します）

※但し、面談を希望される場合は、商工観光振興課7番窓口で対応

【大野市役所への相談（土日も実施：祝日は電話相談のみ）】

受付時間 午前9時～午後5時 期間 当面の間

0779-64-4816：商工観光振興課

【福井県行政書士会への相談（平日のみ）】

受付時間 午後1時～午後3時 期間 当面の間

0776-27-7165